

令和8年度第1回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和8年8月31日（月）午後3時から

2 会 場 県行政庁舎11階 第二会議室

3 出 席 者

- （1）出席委員 加藤雄彦、千葉剛、鈴木里香、五十嵐征彦、三塚薫、小川せつ子、根来興宣、中釜志保美、菅原崇博、後藤篤、上村ちはる、菅原通悦
- （2）欠席委員 後藤武俊、飯島典子

4 議 題

- （1）会長の選任について
- （2）副会長の選任について
- （3）委員の所属専門部会の決定について
- （4）審議事項
 - ア 高等学校の通信制課程の設置について（東北高等学校）
 - イ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（クラークNEXT高等学校）
 - ウ 高等学校の収容定員に係る学則の変更について（宮城学院高等学校）
 - エ 中学校の収容定員に係る学則の変更について（宮城学院中学校）
 - オ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（尚絅学院大学附属幼稚園）
 - カ 専修学校の廃止について（東北文化学園専門学校）
 - キ 各種学校の設置者変更について（角田明和女学院）

5 議事の経過

事務局から、本日の会議の出席者が定足数を満たしたので、会議が有効に成立している旨の報告があった。

出席の新委員全員に委員委嘱状が交付された。

事務局から委員の紹介と事務局職員の紹介があった。

（1）会長の選任について

委員による互選の結果、加藤委員が会長に選任された。

審議会運営規程第3条第1項の規定により、加藤会長が議長となった。

議長は、議事録署名人として中釜委員と菅原通悦委員を指名した。

（2）副会長の選任について

委員による互選の結果、根来委員と中釜委員が副会長に選任された。

会長は、中釜委員を第1順位の副会長に、根来委員を第2順位の副会長に指名した。

(3) 委員の所属部会の決定について

審議会運営規程第8条第3項の規定により、会長は専門部会に所属する委員を以下のとおり指名し、審議会として承認された。

小学校・中学校・高等学校部会

加藤委員、鈴木委員、千葉委員、五十嵐委員、後藤武俊委員、飯島委員、後藤篤委員、上村委員、菅原通悦委員

幼稚園・専修学校・各種学校部会

三塚委員、小川委員、根来委員、菅原崇博委員、中釜委員、後藤武俊委員、飯島委員、後藤篤委員、菅原通悦委員

(4) 審議事項

ア 高等学校の通信制課程の設置について（東北高等学校）

加藤前部会長は、小学校・中学校・高等学校部会において調査審議した結果、本件を了承した旨、報告した。

本件の利害関係者である五十嵐委員が退席した後、事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 復命書が33ページからあると事務局から御説明がございました。

それぞれのチェック項目、これについて、34ページ、35ページとございます。そして、36ページにも復命書ということで、概要等、5番目のところにもございます。

狭域通信制課程ということで、広域通信制課程とは字が異なります。「狭い」という方の字を書くのですね。

これは、宮城県を中心としてもう一県ということで山形を入れているためでありまして、広域通信制課程ですとこれが3県、4県、5県と広がってくるわけですが、その違いがあるということを皆様方に改めて御理解をいただきたいと思います。

なお、私も小・中・高部会で、この内容についていろいろと議論にも加わらせていただきましたけれども、もしできれば、鈴木委員、あるいは千葉委員から何か、小・中・高部会として気になる点等ございましたら、御発言いただければありがたいと思います。

(鈴木委員) 配付資料等諸々拝見させていただいた限りでは、小・中・高部会としては大きな懸念材料はなかったと感じております。私個人としてもそう思っておりますが、今回改めてお送りいただきました資料を、特に学則の部分の拝見しておりましたときには、非常に文言の細かいところではあるのですが、いくつか確認をさせていただきたいと思うところはございます。

一つは単純ミスだろうと思いますが、資料の通し番号でいきますと12ページの第14条のところですが、その(3)、「文部大臣の指定した」はおそらく「科学」が落ちてしまっているのではないかと思います。

(事務局) こちら古い記載のままだと思いますので、訂正させていただきます。

(鈴木委員) あとは、13 ページ以降のところに、「保護者及び保証人等」という表現が何箇所か出てまいります。これは成年年齢引き下げが起きたときに、各学校の学則で「保護者」としていたところを「保護者等」と直すというような動きがございました。こちらの学則はおそらく、保護者と保証人合わせて両方に架かる一文字として「等」という文字をお使いになられているのだらうと推測いたしました。

そう考えましたときには、第 20 条のところです。転籍の項目のところの 1 番、最後の行のところに、おそらくこの「等」がやはり脱落してしまったのではないかと感じましたので、内容というよりは本当に細かいところではございますが、万全を期すべきだろうと思いましたので、お伝えいたしました。

(事務局) 記載について、再度確認させていただきながら、統一した記載、「等」が必要な部分、下のほうになると抜けているところがございますので、正しい内容にさせていただきたいと思います。

(千葉委員) 今回の件に関しましては、狭域通信制ということですし、あと本県の課題として不登校生徒が多いというのは実際のところですので、その解決のために通信制課程を設置する、その必要性、趣旨、十分理解できると考えています。

ただ、鈴木委員と同じように細かいところで 3 点確認させていただきたいのですが、まずは学則第 33 条で「みなし修得」とあるのですけれども、このみなし修得というのは、19 ページの教育課程表のスクーリングの真ん中のところ、「メディア学習による」という、そこを免除した結果、スクーリングの時数が少なくなることを指しているということでしょうか。

(加藤会長) 私の認識の中では、これはあくまでも「認定することができる」となっておりますが、「下記の定めに該当」は (1) しかないのです。

それは何かというと、「高等学校卒業程度認定試験において合格を得た場合には、それに相当する教科、科目の単位を修得したものとみなすことが出来る」。ここに該当するので、教育課程表の中のスクーリングのこれには該当しないと私は理解していたのですけれども。

(事務局) 会長のおっしゃるとおりでございまして、そのスクーリングにおけるメディア学習等と、今回のこのみなし修得の部分の規定に関してはまた別物でございまして、あくまで高等学校卒業認定試験における合格点を得た場合の履修時間の免除という規定になってございます。

(千葉委員) 続いて、15 ページの第 34 条、「卒業」のところですが、(1) のところで、「74 単位以上を履修し修得していること」とあるのですけれども、74 単位は修得要件であって、修得すれば当然履修は成立しているわけですから、あえて「履修」という文言を入れる意図というのは何かあるのでしょうか。

(事務局) この辺の記載に関しても、改めて学校に確認させていただきたいと思っております。

(千葉委員) それと、34 条「探究」の「究」の字が、「求」になっているので、直していただければと思います。

あと最後、19 ページの教育課程表に標準単位数が載っているのですが、数学Ⅲが「4」となっているところ、3 単位ではないかと思います。あとは、数学Bと数学Cが「1」となっているのですが、通常2 単位のはずだと思うので、そこを確認していただければと思います。

(事務局) 学校に確認いたします。

(加藤会長) 非常に適切な御指摘をお二人からいただきました。

宮城県の不登校の生徒は、現在、私が知る限りにおいては 8.28%。これが令和7 年度の卒業生ということとして、令和8 年度の卒業生についてはまだ確定値がないと理解しております。

そういう中であって、広域通信制課程を含めた宮城県内外の通信制課程に、公立私立を問わず行っている生徒はおおよそ 1,000 人を超したのです。

そのうちの 633 人は、他県に本部のある広域通信制課程に進学をしております。633 という数は、公立高校の3 校分に当たるのです。この3 校分の中学3 年生が他県に進学したとなりますので、いわゆる宮城県の教育委員会が今進めている高等学校の将来ビジョンがございまして、この中にこの部分がしっかりと組み込まれてこない、元々の設定ニーズが変わってきてしまうと思います。

要するに中卒者の進学率が 90 何%だという中で、当然その中には他県への広域通信制課程に行ってしまったものも分母に入っているのです。

実態は 633 人、その前の年も 650 人くらい他県に行っていますので、この数が抜けているということと皆様方にも御理解いただきたいと思います。

ちなみに宮城県内に設置されている公立私立学校にはおおよそ 400 人の生徒が進学していると、こういう実態があるということを御理解いただきたいと思いますということで、あえて申し上げました。

その不登校の生徒たちの多くが、実際9 月、10 月から始まる募集に応じているということです。これは他県に本部のある通信制課程の学校が9 月、10 月、明日から募集を開始するところもございまして、そちらの方に行ってしまうという実態があることも御理解いただきたいと思います。

そういう意味で、実際他県に行った生徒たちがどのような状況になっているか、宮城県の子どもたちですけど、この実態がわからない状態になっているということも、この場で御紹介させていただきたいと思っております。

今回の東北高校さんの事案でございまして、ほかにぜひ、何かあれば御指摘いただきたいと思います。

(菅原通悦委員) 今回の申請については、大きな方向性、あるいはその基本的な考え方については、私はもっともだなということでの同意を、前の専門部会でお話し申し上げたわけですが、今、会長から話があったことと、今回の東北高校さんの狭域通信制高校の対応の仕方というのは、かなりリンクしてくる話だろうと思います。

基本的には東北高校さんのほうで、なかなか全日制に馴染めない子どもたちを、自校の子どもたちだ

けではないのでしょうけれども、主にその自校の子どもたちに対して、形を変えて通信制課程の中で卒業させていく、修得させていくという方向での考え方なのだろうと思うので、私自身は宮城の子どもたちにはできるだけ宮城の高校の中で学んでいってほしいという願いを感じたわけです。

それからもう1点、先ほど20条の転籍の件について話がありましたけれども、この20条の転籍の中で、学校としてはこういう文言を使うのは重々わかるのですが、かなり厳しい表現になっていて、通信制課程から全日制課程へ転籍する場合に、以下の条件を限定とするのですよという表現をとっています。評定平均値の3.5以上ということについてはわかります。次の表現なのです。学則ですし、いろいろなことを悩みとして学校として抱えているわけで、そういったことを踏まえると、「生活行動面での問題がない」ということと、それから「団体生活が可能であると判断できる」という表現をとることの高校の意図は重々わかります。できれば私は了解をしたいのですが、ただ、こういった子どもたちが出てきたときに十分に、あるいは事前に、子どもたちへの説明とか了解とか、そういったところは十分にカウンセリングした上でやっていくことが円滑な転籍ということにつながるのではないかというのが私の思いです。

(加藤会長) 非常に貴重な御意見だと思います。

一方で言うと、設置者である南光学園さんが、転籍についてこう決めているということも、これは見逃してはいけない事実でございます。それは設置者がどう考えるかということによりますので、これで学内的に合意が得られたとすれば、理事会において決議され、そして評議員会での意見も今、菅原通悦委員がおっしゃったような御指摘も踏まえながらやっているとするのであれば、ここはまたそういう貴重な御意見があったということで、事務局の中では残していただけないのではないかと思います。

(後藤篤委員) 先ほど菅原通悦委員もおっしゃられたように、私も部会に参加していて、東北高校さんが自校での子どもたちを中心に、多様なニーズ、学びのニーズを支えていきたいというところで、狭域通信制を実施されるという点は非常に共感し、読ませていただいております。7ページの設置趣意書のところで、現在学校の中でこういうニーズを抱えている子どもたちがいるということも踏まえながら、それでも必要な部分があるということで設置に向かわれたというところは把握しておりまして、非常に、設置の趣旨も含めて、納得しながら読ませていただいております。

審議会として了承される。

イ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（クラークNEXT高等学校）

五十嵐委員の着席後、事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 今度は「広域通信制課程」ということでございますけれども、何かお気づきの点とかございましたら、なんなりと御意見賜ればと思っております。

私から1点、学則ですが、通し番号の43ページでございます。

ここに「第4章 教育課程、学習指導、単位及び課程修了の認定等」とございます。この中で、第24条に「本校の協力校は、次の高等学校とする」とありますが、(1)、(2)の2つの学校において、実際協力校としての実態があるかどうかの把握はなさっていらっしゃるのでしょうか、というお尋ねでございますが、事務局いかがでございますか。

(事務局) 昨年の部会の際に、常盤木学園高校につきましては、覚え書きを結んでいますということで御回答申し上げたと思います。その中身が、体育施設のほうでございますけれども、秋頃に使う予定になるということで、現時点ではまだ使っていないという認識でございました。

(加藤会長) もう一方の協力校については把握されていますか。

(事務局) こちらについても、わかる範囲で確認させていただきたいと思います。

(加藤会長) 認可されてまだ、1年になろうとしている学校の途中ですので、その中での学則の変更ということについては、やはり、これは古い考え方かもしれませんが、一旦始まったら3年間はまず確定させて、しっかりと学校運営をやっていくというのが、全日制だと特にそこは厳しく、認可した以上はそうなるのですけれど、通信制課程でこういうような修正が行われていくことを規制することはできないと思いますけれども、とはいえ、認可されて少なくとも修業年限が3年以上となっている以上は、3年間その状態で実態を見ていく、実績を見ていくということが必要なのではないかと、こうリファレンスしていくことが必要ではないかと思います。

大学の場合、後藤先生どうですか。国が認可して、学部学科、大学院で年度途中に申請して、その修了者が出ない段階で変えることはできるのですか。

(後藤篤委員) カリキュラムとかの変更も含めて、変えた年からやはり4年間はきちんとチェックをしていって、その後の見直しというのが基本的な形になると理解しております。

(加藤会長) そうですね。だから私はそういう点で、義務教育の中学校も小学校も、これを変えるということは相当大きな、特に義務の場合ですね、同じだと思うのですよ。ということは、高等学校も同じではないかなと。もちろん規制はできませんが、しかし、本来はそこで行われていくことを適切だと思って認可しているわけなので。

この辺について、委員の皆様方から何か御意見ございましたら、どうぞお願いしたいと思いますがいかがでございますか。

令和6年度に内閣府が規制改革推進会議を開いて、競争に関する適切な対応が行われるようにと、特に私立学校審議会においても、競争を阻害するようなことはないようにという、内閣府からの通達はあるって、それを規制するような事例があれば公表すると、こういうことはありますけれど。直ちに法律違反とかそういうことではないわけですが、いかがでございますか。

(鈴木委員) こちらの建物があるあたりの土地勘がないものですから、少し測りかねると思ってこの資

料を拝見しておりましたのですけれど、本当に立ち上がってすぐの学校さんが、こうして自校の新しい建物を利用なさるといふところの、変更のお話なのですが、これ、元々あった建物で、そして、クラーク記念国際高等学校では使用実態がないので、新しくできたクラークNEXT高等学校のほうが、実質ほぼ占有する状態でこの施設をお使いになるという解釈でよろしかったのでしょうか。

(事務局) 現時点ではそのような計画になっているということです。

(鈴木委員) そうしますと、ほかの大学さんとか別な場所の施設をお借りするよりは、もちろん、その通信制課程の高校生にとって学びの場としては、よりふさわしい校舎、建物という見方はできる可以说是できるのですけれども、このクラークNEXT高等学校さんを今年度から始めますよと言った時点では、先ほど御説明があった、1箇所は実質0名だとか、もう1箇所はその定員を減らすといふところでの、当てにしていた生徒さんなり、今後考えていた御家庭なりに対しての不利益といふものが起こらないのかどうかとか、そういったところを少し測りかねると思つて本日は参りました。わかる範囲で、教えていただければと思います。

(事務局) 今回なぜキャンパスを追加するかと申しますと、今、鈴木委員がおっしゃられたように、神奈川圏域の生徒のニーズを考慮したときに、分校を設置することによって教育の質の向上とか、生徒の利便性向上に役立つという判断があったといふことで、4月1日に開校したばかりなのですけれども、そこにやはり設けたいといふお話がございました。

現在、クラークNEXT高等学校の生徒数は、5月1日現在で仙台キャンパスに103名、東京キャンパスに50名、秋葉原キャンパスに60名といふことで、213名程度ではあるのですけれども、やはり神奈川圏域のほうに設けたいといふことで、こういった判断をさせていただいてたとお聞きしております。

そもそもクラーク記念国際高等学校との住み分け等、大丈夫なのかといふところを懸念した経緯はあったのですけれども、厳密な意味でのバッティングが多少あったとしても、そのことにより認可できないという話にはなりませんし、今後生徒が増えた場合には可能性は出てくるのですが、学校側からはバッティングさせないとの説明を受けております。

(加藤会長) 今のお話で、最大限、確認できる範囲だと御理解いただければと思います。

もし、附帯意見を付けてほしいとかそういうことまであれば、また御発言いただきたいと思います。

(五十嵐委員) クラークNEXT高校さんも、今回我々東北高等学校が認可申請するにあたって、少し参考にさせていただいた部分もございました。もちろん、広域と狭域の違いはあるとは思ふのですが、やはりどういった生徒をどのように育てていくかといふところに関し、この宮城県の、幅広いいわゆる全日制に近いと言ったら語弊があるかもしれませんが、5日間登校するとか、野球に特化しているとか、様々な生徒に対応するべく、全日制とは違った形で生徒の育成をしていきたいといふことは、すごく理解しているところがございます。

もちろん、あまり我々もまだまだ中身に関してはわからないところが多々ございますが、今後の展開

と言いますか、広域通信制でありますから幅広くサテライトキャンパスを設けてという考えもわからないではないので、しっかりと実態を把握し、教育の中身を今後も見させていただいて、その中で今言われておりますように、広域通信制に関しても適切に運営されているのかというところを見た上で、サテライトキャンパスを増やしていくということに関しても、しっかり見させていただきたいと思っているところでございました。

(菅原通悦委員) 短期間の中で、私たちが部会の中で議論していくときに、新しい設置基準に基づいて、その将来予測を踏まえた上で申請をしてください、あるいはそういった学校の立ち上げ方をしてくださいということもお話をして、部会等々では認めてきている経緯がございます。

そういう意味で、子どもたちのためにという学校の思いは重々わかりますけれども、短期間の中でのある意味方針転換ですので、それについてもうちちょっと冷静に先を見た上での申請をしてほしかったということと、学校としてはもう少し別の方策もあったのではないかなという思いもしております。

今議論を受け止めながら聞いていると、やはり本審議会の中でこういった声が、今後もほかの学校の申請にも大きく影響してくる事項ですので、学校に対して附帯意見とまではいかないまでも、そういった話が強く出ていましたということは最低限伝えていただきたいという思いであります。

(加藤会長) 平たく言い過ぎて申し訳ありませんけれど、生徒募集が原因で学則の変更ということであるならば、最初の申請の段階で、それを入れていければいいわけです。同じ学校法人の中の教育施設であれば、なおさらですね。他の施設であれば、お借りできるかどうか分からないということあるかもしれませんが、生徒募集という観点だけでこういうことが行われていくということについてどうなのかというような、もちろん教育課程上もしっかりやっているといろいろなあるのかもしれませんが、最初から小学校・中学校・高等学校部会でも、菅原通悦委員がおっしゃるようなことも含めて、3年間は内容を見ていくというようにやってきた中で出てきているので、しっかりとお伝えいただいて、今後このようなことを軽々にされることについては、もっと慎重によくお計りになってやっていただきたいというぐらいのことは、あってもいいのではないかと思いますので、事務局いかがですか。

(事務局) これまでの指導、対応の継続性もございますので、この点についてはそのような意見があったという旨をお伝えさせていただきたいと思います。

審議会として了承される。

ウ 高等学校の収容定員に係る学則の変更について（宮城学院高等学校）

エ 中学校の収容定員に係る学則の変更について（宮城学院中学校）

関連する案件のため、2件を一括して審議が行われた。

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

オ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（尚絅学院大学附属幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

カ 専修学校の廃止について（東北文化学園専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

（加藤会長）指導要録等の記録については、設置者である学校法人東北文化学園大学さんがしっかりと保管していくということでございますし、職員等についても退職してもう既にはいないという状態の中で、財務・経営面での確認ですが、負債とかそういうものはなかったのですか。

（事務局）負債等に関しましては、大学設置法人ですので、学校法人自体の所管が文部科学省になりまして、県の所管ではないというところもございまして、貸借対照表上の負債というものがどのくらいになっているのかというのは、専門学校というセグメントレベルでの把握はしてございませんでした。

（加藤会長）私が心配しているのは、廃止を認可した後、金融機関から負債の確認がどうなっていたのだと。いわゆる、債権債務の問題があると。こういう御指摘を受けたときに、宮城県がそれを背負ってしまわないように、老婆心ながら心配していたということだけです。

国が認めている法人ですから、そちらが後、対応なさると思いますけれども、廃止認可した後に県として責任や対応を問われることがないよう確認した次第です。決して、開示してくれとまで申し上げているわけではないのですが、もし御存知だったらとしてお尋ねいただけてございます。

審議会として了承される。

キ 各種学校の設置者変更について（角田明和女学院）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

以上